

逗子市総合計画中期実施計画の策定について

1. 策定の趣旨

本市では、市の将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図るため、2015年（平成27年）3月に総合計画を策定しました。

総合計画は、基本構想と実施計画から構成されています。実施計画では、基本構想で示されている将来像やめざすべきまちの姿、取り組みの方向を具現化するため、毎年度の予算編成や事業実施の指針とする事業計画を示しています。

この度、前期実施計画の計画期間が終了することから、2023年度（令和5年度）からの中期実施計画を策定するものです。

2. 前期実施計画からの主な変更点

（1）まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

2015年度（平成27年度）からの総合計画を策定後、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として本市の総合戦略を、総合計画をベースに2016年（平成28年）に策定しました。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから2つの計画を一体化させ、より合理的、効果的に推進を図ります。

（2）都市計画マスタープランの分離

総合計画とまちづくり基本計画の一体化により、まちづくり基本計画に包含されていた都市計画マスタープランも総合計画に包含されるものと位置付けられました。しかしながら、都市計画マスタープランの記載箇所は明示されていないことから、市がめざす都市計画の方向性等がわかりにくくなっていたため、都市計画マスタープランに記載すべきことについて改めて整理し、総合計画とは別に策定することにします。

都市計画マスタープランは、2023年度（令和5年度）に策定する予定であり、策定時点をもって総合計画との一体化は解消します。

なお、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、基本的には削除等の変更

は行いません。

(3) 個別計画等との相互連携の見直し

前期実施計画期間において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、一体的に計画の推進を図ってきましたが、一方で各計画の運用の柔軟性の低下、計画策定や運用に係る事務作業の増加等の課題が生じていました。こうした課題を解決し、計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとし、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で行うものとします。